

会 議 録

会議名	平成 26 年度 第 2 回文化会館運営委員会
開催日時	平成 27 年 3 月 26 日 (木) 19 時 00 分～20 時 30 分
開催場所	山陽小野田市文化会館 研修室
出席委員 (6 名)	富田会長、瀬口委員、峰永委員、神徳委員、内藤委員、猪俣委員
欠席委員 (2 名)	倉田副会長、河村委員
傍聴者	なし
担当課及び 出席者	担当課：文化会館 西田館長、舩林副館長、貞弘
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長あいさつ</li> <li>2. 文化会館館長あいさつ</li> <li>3. 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 27 年度文化会館運営方針について</li> <li>(2) 27 年度主催文化事業について</li> <li>(3) 27 年度管理運営について</li> </ol> </li> <li>・ その他</li> </ul> </li> </ol>
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長あいさつ</li> <li>2. 文化会館館長あいさつ</li> <li>3. 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 27 年度文化会館運営方針について</li> </ol> </li> </ul> </li> </ol> <p>事務局－【配布資料 P2】の説明 ○芸術文化を育む環境づくり</p> <p>委員－利用しやすくするという点で、夜間にスタジオを利用する際、利用した後に使用料を支払うことができないという声があるが、夜間でも使用料を取り扱えないのか。</p> <p>事務局－お金の取り扱いができるのは職員であり夜間管理人はできない。平日の日中に来館ができない場合は土日祝日を利用して使用料を支払ってもらうようにしている。</p> <p>委員－振込みによる支払いはできないのか。</p> <p>事務局－現金で支払うのが原則であるが、場合によっては振込みによる支払いも可能である。ただ、その口座は市全体の口座であり、振込みを多用すると出納室に多大な負担をかけてしまうことになるため、協議することが必要である。</p> <p>委員－支払い手続きが簡素化できるように願います。</p>

○芸術文化活動の推進

27年度は多様な芸術分野鑑賞機会の充実ということで  
絵画の展覧会を企画している。また、市誕生10周年記  
念事業として芸術文化公演や公開録画を実施する。

(2) 27年度主催文化事業について

事務局－【配布資料P3】の説明

委員－「出張なんでも鑑定団」の収録があると聞いていたが、そ  
の掲載がないということは、なくなったのか。

事務局－「出張なんでも鑑定団」の収録は11月1日に文化会館  
で行われることになっている。これは、総務課が市誕生  
10周年記念事業として行うものであり、文化会館の主  
催文化事業ではないため掲載していない。

委員－展覧会事業は継続して行われる予定ということで、27年  
度のように有名な全国レベルで知名度のある方も良いが、  
市内にも立派な作品を描いている画家の方もたくさんい  
らっしゃると聞いたことがあるので、そのような方たちの  
作品を展覧会で見せていただくということも地域振興に  
なると思うのでお願いしたい。

事務局－文化会館の主催ではなく成長戦略室が行う事業の中で、  
絵画展事業を考えている。日程等は決まっていないが、  
市内の画家の作品を展示して、可能なら販売したいと考  
えているということである。

(3) 27年度管理運営について

事務局－【配布資料P4】の説明

○会館の利用実績について

【配布資料P5～6】の説明

○会館の修繕・更新について

・舞台音響設備の改修…音響卓・ホール系アンプ

(26年度)

運営系アンプ (27年度)

・中央監視装置の更新…本体 (25年度)

端末伝達装置

(27年度から年次的に)

・空調設備改修…26年度までにひとつおりの整備完了

30年度にオーバーホール (予定)

・蛍光灯器具取替え (楽屋4・5、事務室、舞台事務室)

	<p>4. その他</p> <p>委員－備品使用料について、音響セットはないのか。</p> <p>事務局－音響設備としてコード付マイク 3 本含むものはあるが、ワイヤレスマイクについては別料金になる。</p> <p>委員－備品使用料の備考 2 にある「特別に必要な人件費」の基準がわかりにくい。</p> <p>事務局－この文化会館運営委員は任期が平成 25 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までで、この会議をもって最後となります。次の任期は平成 27 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までで、5 月頃から公募等をする予定です。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、以上で第 2 回目の運営委員会を終わります。ありがとうございました。</p>
--	--